小松市強靱化地域計画

平成 28 年 7 月 策定 平成 29 年 12 月 改訂 令和 3 年 3 月 改訂



石川県 小松市

<< 目 次 >>

Ι	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	
Ш	脆弱性評価
	1 脆弱性評価の考え方・・・・・・5
:	2 起きてはならない最悪の事態の設定・・・・・・・・・・・・・・・5 3 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
;	3 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
IV	強靭化の推進方針
	1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針14
:	2 計画の推進32

I はじめに

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害や、室戸台風、伊勢湾台風 に代表される台風災害など、国土の地理的・気象的な特徴により、これまでに数多くの 大規模自然災害に見舞われ、その都度、長い時間をかけて復旧・復興を遂げてきました。

小松市においても、38豪雪などの豪雪災害や平成25年7月に発生した豪雨災害などを踏まえ、地域防災計画の見直しや洪水ハザードマップを作成するなど、防災・減災に向けた取り組みを継続的に行ってきました。

このような状況に鑑み、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という)」が公布・施行され、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくり(国土強靱化)に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。また、基本法に基づき、国土の強靱化に関係する国々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という)を平成 26 年 6 月に策定し、強靱な国づくりを進めていくこととしています。

一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組みのみならず、地 方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、 国と地方が一体となって強靱化への取組みを推進していくことが重要です。

小松市強靱化地域計画(以下「本計画」という)は、国の基本計画と石川県の地域計画と調和を図りながら、民間事業者と相互に連携をとり、市民との共創のもと小松市が目指すべき未来の姿「NEXT10年ビジョン」や「小松市いのちを守る防災・減災推進条例」・「健康なこころとからだ・健全な地域社会を育む条例」の基本理念を踏まえ、これまでの防災・減災対策を踏まえ、何時いかなる時に災害が発生しても市民の皆様の尊い命と財産を守り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた、小松市の強靱化を推進する各計画の指針として策定するものです。



Ⅱ 強靭化の基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保 たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策 定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画にあたるものであり、下記の計画期間における小松市の強靱化に関する取組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間とする。

3 小松市の特性を生かす

本市の過去の災害や近年の気候変動に伴う「水害」への対策を重要課題として捉えるとともに、一方で小松の強みである、人とひととののつながりを育んできた「市民力」と「地域の絆」を更に生かし、本計画の強靭化への取組みを促進する。

4 小松市がめざす都市デザインとまちづくり

小松市は、新しい時代にふさわしいまちづくりの方向性を示す指針として都市デザイン を定めるとともに、2つの条例の制定を踏まえ、その実現に向けて取り組んでいます。

北陸の際立ったまち「国際都市こまつ」

ひとにまちに地球にやさしいまちづくり	うつくしい - Harmony -
	ひとにまちに地球にやさしいまちづくり

おもしろい - Revolution -



小松市いのちを守る防災・減災推進条例

5 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強 靭化の取り組みを推進する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 小松市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 小松市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下 水道、燃料等を確保すると共に、これらの早期復旧を図る
- ⑥ 複合災害・制御不能な二次災害を発生させない
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な 姿で復興できる条件を整備する

を設定する。



6 基本的な方針

本計画では、基本計画と同様に、**対象とするリスクを大規模な自然災害**とし、以下 の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- ① 小松市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組む。
- ④ ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組みを推進する。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を 推進する。
- ⑧ 地域において、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努める とともに、強靭化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- ⑩ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。



Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取組みの 方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、基本計 画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、小松市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び県が 実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価の流れ】

- ○基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定
- ○事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定
- 最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価(脆弱性評価)
- ○強靱化のための推進方針を検討・策定

2 起きてはならない最悪の事態の設定

県の国土強靱化地域計画を踏まえ、設定した7つの「事前に備えるべき目標」を達成 するため、その妨げとなる23の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。



【起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき 7 つの目標		起きてはならない 23 の最悪の事態
目標1 大規模自然災害が発生し	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生
た時でも人命の保護が最 大限図られる	1-2	大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-3	異常気象による長期的な市街地等の浸水
	1-4	土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生
	1-5	豪雪に伴う被害の拡大
	1-6	情報の伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷 者の発生
目標 2 大規模自然災害発生直後	2-1	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー 供給の長期停止、道路交通網の遮断
から救助・救急・医療活動等が迅速に行われると ともに、被災者等の健	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
康・避難生活環境を確実 に確保する	2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足
	2-4	想定を超える帰宅困難者の発生、多数の避難者により避難所・ 福祉避難所での避難生活が困難となる事態
	2-5	被災地における医療等の麻痺
	2-6	被災地における感染症(新型コロナウイルス感染症)等の大規 模発生及び避難所機能の大幅な低下
目標3 大規模自然災害発生直後 から必要不可欠な行政機 能・情報通信機能は確保 する	3-1	行政機関の職員・施設・通信インフラ等の被災による機能の大 幅な低下
目標4 大規模自然災害発生後で あっても、経済活動を機 能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞、 物流・人流への甚大な影響

※サプライチェーン:原料の段階から製品やサービスが消費者の手の届くまでの一連のプロセスのつながり



目標 5 大規模自然災害発生後で あっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・		上水道等の長期間にわたる供給停止と汚水処理施設等の長期 間にわたる機能停止
上下水道・燃料等を確保 すると共に、これらの早 期復旧を図る	5-2	ライフライン(電気、情報通信、燃料等)の長期間にわたる機 能停止
目標 6 制御不能な複合災害・二 次災害を発生させない	6-1	地震火災による住宅密集地の延焼拡大
	6-2	ため池、排水機場などの機能不全による二次災害の発生
	6-3	農地・森林等の被害、有害物質の拡散・流出による市土の荒廃
目標 7 大規模自然災害発生後で あっても、地域社会・経	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大 幅に遅れる事態
済が迅速かつ従前より強 靭な姿で復興できる条件 を整備する		復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
	7-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等 による有形・無形の文化の衰退・損失
	7-4	事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態



3 脆弱性評価の結果

事前に備えるべき目標	起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
目標 1 大規模が 自然 災害 時 の 保 の 保 の 根 の よ	多数の死傷者、自 力脱出困難者の発 生	 ◆住宅の耐震化が必要 ◆医療施設や宿泊施設等の耐震化が必要 ◆建築物内の室内安全対策が必要 ◆ブロック塀の安全対策など避難路の安全対策が必要 ◆道路及び道路附属物の適正な維持管理が必要 ◆公園施設の安全対策など適正な維持管理が必要 ◆共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要 ◆避難行動要支援者への支援体制が必要
	1-2 大規模津波等によ る多数の死者・行 方不明者の発生	◆津波浸水想定の検証と避難計画の見直しが必要◆避難路・避難場所の安全性の確保が必要◆災害情報の収集、伝達体制の強化が必要◆津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要
	1-3 異常気象による長期的な市街地等の 浸水	 ◆河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要 ◆森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要 ◆下水道合流区域における雨水調整地の整備が必要 ◆河川の氾濫、内水氾濫による浸水対策が必要 ◆排水機場など内水排除施設の計画的な増強が必要 ◆河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要 ◆水防災意識社会を再構築する取組みが必要 ◆避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要 ◆要救助者に対する救助体制の構築が必要
	1-4 土砂災害・火山噴 火による多数の死 傷者の発生	◆土砂災害対策の推進や、市民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要◆土砂災害警戒区域の指定地域において、安全な土地利用の促進が必要◆中山間地域の孤立を防止する対策が必要

※避難行動要支援者: 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方のうち、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが著しく困難である方



	◆火山災害対策として、県と連携し、情報の収集・伝達体制 や避難及び救助対策が必要
1-5 豪雪に伴う被害の 拡大	◆道路管理者間の相互応援と除雪体制の強化が必要◆孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要◆交通対策に向けた取組みの強化が必要◆地元の消防団や町内会等の協力体制が必要
1-6 情報伝達の不備等 による避難行動の 遅れ等で多数の死 傷者の発生	 ◆ICTを活用した災害情報の多様な伝達手段が必要 ◆情報を収集・共有・処理するためのシステム整備や通信 設備等の充実が必要 ◆訪日外国人等に配慮した取組みが必要 ◆市民の防災意識を向上させる取組みが必要 ◆防災教育や防災活動の推進が必要

事前に備え るべき目標	起きてはならない 最悪の事態	。 此一句,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人的人,我们就是一个人的人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人的人 "我们是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人,我们就是一个人的人
大災後助医がわも規害か・療迅れに自生ら急動にと被然直をもくいるがいた。	2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止、道路交通網の遮断	◆上水道の耐震化や応急給水体制の整備が必要 ◆交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要
者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2 多数かつ長期にわ たる孤立集落等の 同時発生	◆緊急輸送道路の整備が必要◆中山間地域における地域防災力の向上が必要◆緊急輸送道路の迂回路となる支援道路の整備が必要◆大雪に備えた中山間地域における雪害対策が必要



2 - 3

消防等の被災による救助・救急活動 等の資源の絶対的 不足

- ◆救急救助機関が機能を維持するための対策が必要
- ◆救急救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- ◆耐震性防火水槽の整備が必要
- ◆警察や自衛隊との連携強化や要配慮者の救助体制構築が 必要
- ◆消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- ◆浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- ◆消防団や自主防災組織の災害対応力の向上が必要

2 - 4

想定を超える帰宅 困難者の発生、多 数の避難者により 避難所・福祉避難 所での避難生活が 困難となる事態

- ◆迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- ◆避難所の機能強化が必要
- ◆避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が 必要
- ◆避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- ◆被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要

2 - 5

被災地における医 療等の麻痺

- ◆災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要
- ◆医療施設の耐震化が必要
- ◆災害派遣医療チームおける機能の維持向上が必要

2 - 6

被災地における感染症(新型コロナウイルス感染症) 等の大規模発生及び避難所機能の大幅な低下

- ◆避難所における感染症の予防対策が必要
- ◆災害時に適切にし尿を処理する体制整備が必要
- ◆下水道施設の耐震化が必要

%災害派遣医療チーム(DMAT):災害時に被災地域へ迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門トレーニングを受けた医療チーム



事前に備え るべき目標	起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
目標3 模発ら不政報は確保をいて能信は保証をおり、のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	施設・通信インフラ等の被災による機能の大幅な低下	 ◆業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要 ◆庁舎の耐震化や室内安全対策など防災機能の強化が必要 ◆業務継続に必要な通信機能、電源、燃料などの整備が必要 ◆情報を収集・共有・処理するためのシステム整備や通信設備等の充実が必要 ◆広域応援協定の締結や受援計画の整備など支援受入れに向けた体制づくりが必要

※業務継続計画(BCP):災害発生時に重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画

事前に備えるべき目標	起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
目状災でも動全なり は、後でも動全なり は、後でも動全なり ないがった はいいん かんしん おんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん は	の寸断や風評被害 等による経済活動 の停滞、物流・人 流への甚大な影響	◆物流拠点をつなぐ道路ネットワークの構築が必要



事前に備え るべき目標	起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
目大災でも経必の下料すに標規害あ、済要電水等る自生っ活動低・・確とお然後で・に限上燃保共の	にわたる供給停止 と汚水処理施設等 の長期間にわたる 機能停止	◆広域的な応援体制の構築や業務継続計画に基づく事前の 対策が必要
に、 これら の早期復旧 を図る	ライフライン (雷	

※災害対応型給油所:災害発生時に電気などの供給が停止した場合でも、給油ができる自家発電設備などの設備を備えた給油所

事前に備え るべき目標	起きてはならない 最悪の事態	。
目標6制御不能な害を災害を発生	宅密集地の延焼拡大	76.41.22.24.77
たと	6-2 ため池、排水機場 などの機能不全に よる二次災害の発 生	◆ため池ハザードマップの周知など、ソフト対策と並行し



6 - 3

農地・森林等の被害、有害物質の拡散・流出による市 土の荒廃

- ◆農地・農業水利施設等の保全管理が必要
- ◆災害に強い森林づくりが必要
- ◆農林業の新たな担い手の確保・育成が必要
- ◆有害物質の流出に迅速に対応するため、情報を関係者で共 有し、市民に対して周知できる体制が必要

事前に備え るべき目標	起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
目大災でも会迅前なでを標規害あ、・速よ姿き整備との域済つ強復条る	害廃棄物の処理の 停滞により復旧復 興が大幅に遅れる 事態	◆災害廃棄物における適切な処理ルートの確立が必要
	復旧・復興等を担 う人材の絶対的不 足	
	7-3 貴重な文化財や環 境的資産の喪失、 地域コミュニティ の崩壊等による有 形・無形の文化の 衰退・損失	
	7-4 事業用地の確保等 の整備が進まず復 興が大幅に遅れる 事態	



IV 強靭化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- ●住宅や建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、地震火災の発生にもつながるため、人的 物的被害双方の軽減を目指して耐震化を推進する。
- ●住宅の耐震化率の向上を図るため、市民に耐震診断・改修費の助成などの制度周知を進めるとともに、住宅耐震化の必要性の啓発や広報の充実も含めて「小松市耐震改修促進計画」 (令和3年3月策定)に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
- ●多数の人が利用する建築物 (1 号特定建築物) である学校・病院・社会福祉施設・ホテル・旅館、その他施設の令和 7 年度末までの国の目標である「耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」に向け施設の耐震化及び非構造部材の耐震化の促進、併せて老朽化対策等を促進する。また、小規模な同種施設についても同様とする。
- ●地震発生時の土砂災害や宅地の崩壊に対して、関係行政機関と連携して急傾斜地対策などの ハード整備を推進するとともに、土砂災害マップなどによる市民への注意喚起を行う。

(家具類の転倒や非構造部材の落下等)

- ●家庭での室内安全対策を進めるために、家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定 やチェーンやワイヤーなどによる補強対策の普及・啓発を進める。
- ●地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。

(建築物やブロック等の倒壊による道路閉塞などの二次被害)

- ●ブロック塀の安全対策としての「危険ブロック塀等の除去補助」、「生垣設置助成金」の活用や、橋梁の耐震化などによる避難路の安全対策を推進するとともに、災害時の緊急避難場所や防災拠点として果たす役割が大きい公園・緑地の安全対策など適正な維持管理・整備を推進する。
- ●災害時における交通の混乱を防止し、避難・救護等の災害応急活動機能の維持及び緊急輸送 を確保するため、緊急輸送道路及びその他道路の適正な管理・整備を推進する。
- ●空き家対策総合支援事業により空き家の活用や除却を推進し、老朽危険空き家を起因とする 地震等に伴う二次被害を抑制し都市の防災機能向上を推進する。

(地震発生直後に近隣住民や事業者による共助)

〇本市の更なる組織力の充実を図るために自主防災組織や事業者との協働で、訓練実施率を高め地域防災力のレベルアップを図るとともに、次世代を担う防災士・しみん救護員などの防

※●ハード的な施策 ○ソフト的な施策



災リーダー養成や消防団の入団促進を図ることで、災害対応力の向上に繋げる。

○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難 訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。

【重要業績指標】

- ・住宅の耐震化率 83.69% (R2) → 90% (R7)
- ・多数の者が利用する建物の耐震化率 93.9% (R2) → 95% (R7)
- ・病院の耐震化率(災害拠点病院 100%) 88.4% (R2) → 95% (R7)
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震化率 33.3% (R2.12) → 44.4% (R7)
- ・自主防災組織の訓練実施率 51.4% (R2.12) → 100% (R7)
- ・防災士数 592 人 (R2.2) → 1000 人 (R7)
- ・しみん救護員数 593 人 (R3.1) \rightarrow 1000 人 (R7)
- ・避難行動要支援者の個別計画(取組数)20 町(R2.12)→100 町(R7)

【参考指標等】

- ・小中学校の耐震化率 100% (H24) ・自主防災組織の設置率 100% (H25)
- ・避難行動要支援者数 9,477 人 (R2.9)
- ・小松市地域防災計画改訂(R3.3)
- · 小松市耐震改修促進計画改訂 (R3.3)

※重要業績指標(KPI):各プログラムの達成度や進捗度を把握するために設定した指標

1-2) 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

(津波避難計画の整備)

- ○「津波防災地域づくり法」に基づき国から日本海における統一的な津波断層モデルが示され たことから、県において津波浸水想定の検証と見直しが行われることに伴い、現在策定済み の津波避難計画について、この津波浸水想定の見直しに合わせ、津波ハザードマップや避難 計画の見直しを行う。
- ○避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認など、 適切な避難行動の周知徹底を図る。
- ○津波避難ビルの指定や北陸自動車道を利用した津波避難所など、津波避難空間の確保を継続 するとともに、実践的な津波避難訓練を行うことによりその実効性を高めていく。
- ○防災行政無線の整備や各種ICTを活用し情報収集・伝達体制を強化する。また、避難行動 の支援や救助活動を行っている消防団や自主防災組織などの安全を確保するために、退避ル ールの確立を推進する。
- ○高齢化社会の進行による要配慮者数の拡大に備え、高齢者の防災安全対策の促進や早めの避 難行動に関する啓発・支援などを推進する。

【参考指標等】

- ・津波避難ビルの箇所数 6箇所(H27)→ 津波避難計画改定に伴い見直し
- ・防災行政無線(戸別受信機)の整備完了(H29.9)
- ・地震ハザードマップ (H23) → 見直し配布 (H28.11)

※要配慮者:主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人



- ・津波ハザードマップ (H24) → 県の津波浸水想定の見直しに伴い改定
- ・小松市津波避難計画 (H26) → 県の津波浸水想定の見直しに伴い改定

1-3) 異常気象による長期的な市街地等の浸水

(市街地の浸水対策)

- ●都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害などを踏まえ、必要な幹線排水路の整備を計画実施するとともに、河川管理者による河川改修事業を促進する。
- ●幹線排水路や排水機場などの排水施設の整備による浸水対策を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
- ●下水道合流区域における雨水調整池の整備を計画的に進めるとともに、各施設におけるストックマネジメント計画に基づき改築更新を計画的に実施する。
- ●浸水想定区域における被害を軽減するため、住宅敷地のかさ上げに対する補助制度「浸水対 策事業補助金」の活用を推進する。
- ●台風、豪雨等による河川の氾濫、内水氾濫から、上下水道施設を守り社会的影響を最小限に するため、上下水道施設の浸水対策を実施する。

(長期的な浸水被害の解消)

- ●長期浸水を短時間で解消するために、河川管理施設などの地震・津波対策を促進するととも に、排水機場などの内水排除施設の計画的な増強を推進する。
- ●河川堤防の復旧や、内水排除などを速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と 連携した計画策定や必要な資機材整備を推進するとともに、建設業者の調達を含め復旧・復 興に向けた体制の構築に取組む。

(水防災意識社会の再構築)

- ○施設では守り切れない洪水は発生するものとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する取り組みを河川管理者と関係行政機関で連携して推進する。
- ○住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト 対策」を重点的に実施する。

(水害リスク情報の発信)

- ○想定最大規模降雨(L2)による河川氾濫時の避難を迅速に行うための洪水ハザードマップ の見直し、表示・設置による住民への周知、防災情報の収集・伝達体制の強化などの対策を 充実する。
- ○防災行政無線や緊急速報メール (エリアメール) などを用いて気象情報などを的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインや避難計画を更新・策定する。
- ○豪雨災害に対応するため、いち早く気象情報等を収集・分析し、災害予測を立て、早い段階 での避難所開設や的確な避難情報の発令に繋げていく。



(浸水区域における要救助者への対応)

- ●避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。
- 〇洪水浸水区域内の要配慮者利用施設(120 施設)について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

【重要業績指標】

- ・雨水ポンプ場建屋の耐震化率 50% (R2.12) → 100% (R7)
- ・合流区域における調整池整備率 18.5% (R2.12) \rightarrow 27% (R7)
- ・九竜橋川雨水ポンプ場能力 7.53 m³/sec (R2.12)
- ・排水区毎の整備計画 9排水区 (R2.12) → 14排水区 (R7)
- ・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率 100% (R2.12)

【参考指標等】

- ・梯川の堤防整備率(国)50.1%(R2.3)
- ・河川(鍋谷川、八丁川)の改修整備率(県) 100% (R2.12)
- ・洪水ハザードマップ (R2.3) → 国・県管理河川の洪水浸水想定見直しに伴い改定
- ・下水道による雨水整備率(合流式下水道) 100% (R2.12)
- ・ 小松市水防計画及び水害初動期対応マニュアル (毎年見直し)
- ·小松市公共下水道事業全体計画改訂(H28.3)
- ・梯川タイムライン策定(R2.7)
- ・下水道施設の耐水化計画 0% (R2.12) → 100% (R7)

※緊急速報メール(エリアメール):携帯電話向けの災害情報伝達手段で、緊急速報メール受信機能を持つ携帯電話に情報を配信するシステム

※タイムライン:「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画 ※要配慮者利用施設:社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

1-4) 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

(崩壊土砂による住宅や要配慮者施設の対策)

- ○関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。また、土砂 災害ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土 砂災害警戒情報の緊急速報メールなどにより迅速でわかりやすい情報を提供する。
- ○大規模盛土造成地の安全性把握のための計画や対策、宅地の液状化対策である宅地耐震化推 進事業により、宅地防災を推進する。
- ○土砂災害に伴う避難勧告等の発令基準を予め定めるとともに、要配慮者利用施設における迅速な情報伝達と避難を行う。
- ○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設(10 施設)について、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導を強化し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- ●県により土砂災害警戒区域の指定を受けた地域について、安全な土地利用の促進、森林・農地・里山などの保全を推進し、総合的に防災機能の向上を図る。



- ●落石や土砂崩壊による中山間地域の孤立を防止するため、狭隘道路の改良や中山間地域における臨時へリポートの整備などを推進する。
- ●火山災害対策として、情報の収集・伝達体制や避難及び救助対策の充実強化を図る。

【重要業績指標】

・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施率 100% (R2.12) (再掲)

【参考指標等】

- ・土砂災害警戒区域の指定 256 箇所 (R2. 12)
- ・土砂災害特別警戒区域の指定 225 箇所 (R2.12)
- ・山間地域における臨時ヘリポートの整備数 2 箇所 (R2.12)
- ・土砂災害ハザードマップ(毎年見直し)
- ・土砂災害初動期対応マニュアル(毎年見直し)

1-5)豪雪に伴う被害の拡大

(除雪体制の確保)

- ●降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、早期除雪を行うとともに、10cm以上の降雪が予想される場合、除雪委託者に降雪量予測のメール配信を行い出動に備える。
- ●大雪注意報や大雪警報などの防災気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。
- ●幹線市道(バス路線、緊急避難道路等)については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- ●住民(町内会、PTA等)の協力による歩道除雪を推進し、通学路や公共施設等への安全な歩行者空間を確保する。
- ●住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- ●急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等、散布の必要を認めた区間については、凍結防止剤の 散布を行いスリップ事故等の防止に努める。
- ●小松市保有の除雪機械や民間借上機械、リース機械を活用し、迅速な除雪を実施する。
- ●熟練技能を要する除雪オペレーターの育成に努め、迅速・的確な除雪体制を整備する。
- ●消雪装置施設の適切な維持管理を行う。
- ●消防団による除雪体制の構築、除雪機器配備等、総合的な除雪対策を実施する。

(孤立集落対策)

○孤立が予想される集落に対しては、事前に連絡手段、世帯情報等を調査し、台帳や地図情報 として整備記録する。



○被災状況が確認された際に迅速な救助、救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る。

(交通対策)

- ●公共交通機関(路線バス、鉄道、航空機等)の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ 等への対応や広報を行うとともに、帰宅困難者への必要な支援を関係機関と連携を図りなが ら実施する。
- ●道路渋滞が発生した際には、ラジオ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の 外出を抑制する。また、渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供 を行う。

(消防対策)

●消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等、必要な箇所の除雪を実施する。必要に応じて、消防分団、町内会、市民への協力を要請する。

【参考指標等】

- ・長寿集落サポートマップ (毎年見直し)
- ・小松市降雪対策計画及び雪害対策マニュアル(毎年見直し)

1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(住民等への情報伝達体制の強化)

- ○防災行政無線をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート、Em-NetなどICTを活用した情報伝達手段の整備を図る。
- ○市民に避難指示などの防災情報を確実に伝達するために、緊急速報メール、LINEで防災 やSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)なども利用した情報伝達手段の多様化を 図るとともに、通信設備の充実強化を図る。
- ○「国際都市こまつ」として防災力を高めるため、訪日外国人等に配慮した避難誘導案内板や 各種ハザードマップなどの整備を推進する。

(防災意識の向上)

- ○市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域の防災活動を支援する小松市防災エキスパート等の派遣を通して防災教育を推進する。また、防災活動を推進するための施設や資材の整備、訓練への助成などにより自主防災組織の活性化を促進する。また、地域の防災リーダー育成や事業者の業務継続計画策定を促進するなど、様々な対策により避難意識の向上を図る。
- ○実践的な避難訓練や、競技会形式による応急手当による実技訓練を通して、自らが命を守る 主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策(耐 震化、家具固定等)を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教 育を推進し、地域防災力の向上を図る。



【重要業績指標】

- ・LINEで防災登録者数 15,130名 (R3.2) → 45,000名 (R7)
- ・NET119 (聴覚障害者用) 登録者数 50名 (R3.2) → 100名 (R7)
- ・応急手当技能競技会 0団体 (R3.1) → 100団体以上(R7)
- ・自主防災組織の訓練実施率 51.4% (R2.12) →100% (R7) (再掲)
- ・防災士数 592 人 (R2.2) → 1000 人 (R7) (再掲)
- ・しみん救護員数 593人 (R3.1) → 1000人 (R7) (再掲)

【参考指標等】

- ・防災行政無線(戸別受信機)の整備完了(H29.9) (再掲)
- ・自主防災組織の設置率 100% (H25) (再掲)

※衛星携帯電話:人工衛星に直接アクセスすることで、一般的な携帯電話の電波が届かないエリアでも通話やデータ通信が可能な 携帯電話

※Jアラート(全国瞬時警報システム):通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム

※Lアラート(災害情報共有システム): 災害やその発生の恐れなどに関して発表された公的情報を集約して、多数のメディアに 一括配信する情報基盤

※Em-Net (緊急情報ネットワークシステム):国と地方公共団体の間で緊急情報通信を行う情報ネットワークシステム

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1)食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期 停止、道路交通網の遮断

(非常用物資の備蓄)

- ●指定避難所等への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、市、民間事業者、地域団体などと連携して備蓄を推進する。また、生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。
- ●上水道施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化を推進するとともに、 各種資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める。

(代替電源の確保)

●災害時に備え、公共施設や民間事業所等へ非常用発電機や蓄電池等(環境に配慮した EV 車等の導入を含む)の整備・啓発をし、停電対策の強化を進める。

(供給体制の強化)

- ●関係行政機関による高速道路、空港などの基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を図るとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化により、輸送手段の確保を図る。
- ●避難所へと繋がる道路について、狭隘道路の路肩拡幅、舗装補修など、適正な維持管理を実施し、災害時でも安全な道路交通の確保を図る。



【重要業績指標】

- ・上水道基幹管路の耐震化率 29.7% (R2.12) → 30.9% (R7)
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震化率 33.3% (R2.12) →44.4% (R7) (再掲)

【参考指標等】

- 災害用備蓄品 食糧備蓄 22,000 食
- ・物資供給協定事業所 8 事業所 (R2.12) → 10 事業所 (R7)
- ・小松市水道事業アセットマネジメント計画策定 (H28.3)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立状態の短時間の解消)

●交通ネットワークの断絶が及ぼす中山間地域の孤立を防止するため、緊急輸送道路における 橋梁の耐震化や狭隘道路の改良などを着実に推進するとともに、集落の活性化や森林・農 地・里山の保全などの取組みにより、総合的に中山間地域の防災力向上を推進する。

(農道・林道の整備)

●山間部における孤立集落の発生を防止するために、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・ 林道の整備を推進する。

(大雪対策)

- ●市有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど大 雪に必要な除雪対策を確保する。
- ○孤立が予想される集落に対しては、長寿集落サポートマップなどにより事前に世帯情報等を 調査し、台帳や地図情報として整備記録する。

【参考指標等】

- ・山間地域における臨時ヘリポートの整備数 2箇所(R2.12)(再掲)
- ・長寿集落サポートマップ(毎年見直し)(再掲)
- ・小松市降雪対策計画及び雪害対策マニュアル(毎年見直し)(再掲)



2-3) 消防等の被災による救助・救急活動等の資源の絶対的不足

(応急活動を担う機関の機能強化)

- ●災害発生時に救助・救急活動の拠点となる消防庁舎の機能維持を図るために、建て替えなど を含む消防署所再編を推進する。
- ●消防救急無線のデジタル化による通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化などにより、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。
- ●地震により消火栓が使用できないことを想定し、耐震性防火水槽を効果的に配置することを 推進する。
- ●被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実 に推進する。

(応急活動の効率的な展開)

- ●災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や 資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、各関係機関との連携訓練によりその実 効性を高めていく。
- ●大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック 合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図るとともに、緊急 消防援助隊受援計画に基づく受援体制を確立する。
- ●災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の 確保や水・食料・燃料の備蓄など、必要な対策を講じておく。
- ●救命ボートを利用した講習・訓練などの取組みにより、浸水区域に取り残された市民が安全 に浸水区域外に避難できる体制を構築する。
- ●消防団の定数確保や車両・資機材の充実などにより消防団の活動能力向上を図るとともに、 自主防災組織や学校と連携した防災訓練などの取組みを推進し、バイスタンダー(救急現場 に居合わせた市民)の育成や地域防災力の強化を推進する。

【重要業績指標】

- ・防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合 33.0% (R3.2) →34.0% (R7)
- ・消防団員の充足率 92.3% (R2.12) → 100% (R7)

【参考指標等】

- ・消防救急無線のデジタル化率 100% (H28.3)
- ·緊急消防援助隊登録数 6隊 (R3.2)
- ·小松消防本部緊急消防援助隊受援計画策定(H27.4)
- ・密集地警防計画見直し (R3.3)



2-4) 想定を超える帰宅困難者の発生、多数の避難者により避難所・福祉避難所 での避難生活が困難となる事態

(避難所の設置)

- ○市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- ○各校下において避難所運営協議会の設立を促進し、共助による自主的な避難所運営を推進する。
- ○小中学校などの指定避難所を有効に活用し、要配慮者に対する事前の部屋割りを行うなど避 難所の機能強化を図る。
- ○指定避難所の災害用備蓄品について、健康・衛生用品の充実を図るなど備蓄体制を強化する。
- ○観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導体制を整備する。

(避難生活の長期化)

- ○多様な避難所でのニーズや要配慮者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認などの情報支援、専門家による心のケアなど、避難者の支援体制を整備する。
- ●指定避難所に通信設備・発電機・資機材などを整備し、避難所施設の機能向上を進めるとと もに、初期に開設する水防避難所について、常備品の増強配備を行い避難生活の充実を図 る。
- ●被災者の早期の生活再建を支援するため、応急危険度判定やり災証明発行、ライフラインの 復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給などを早期に実行するための体制を整備する。

【重要業績指標】

- ・自主防災組織の訓練実施率 51.4% (R2.12) →100% (R7) (再掲)
- ・避難所運営協議会の設置率 88.5% (R2.12) → 100% (R7)
- ・水防避難所(17 箇所)の常備品整備 100% (R2.12)

【参考指標等】

- ・指定避難所の指定箇所数 67 箇所 (R2.12)
- ・福祉避難所の指定箇所数 14 箇所 (R2.12)
- ・防災資機材(発電機等)配備率 100% (R2.12)
- ・小松市避難所運営マニュアル(毎年見直し)
- ・小松市福祉避難所運営マニュアル作成(H23)

※応急危険度判定:地震などにより建物等が大規模で広範囲に被災した場合に、その被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、二次災害の軽減・防止を図るために住民へ情報を提供するための危険度判定



2-5)被災地における医療等の麻痺

(医療資源不足の対応)

- ●災害時にDMATや医薬品などのニーズ把握、支援要請などを的確に行うため、関係機関と 連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進す る。また、地域の医療機関や医療職者の活用も検討する。
- ●石川DMATの指定病院である小松市民病院について、防災訓練や集団救急訓練などを通じて機能の維持向上を図る。
- ●医療施設の耐震化や業務継続計画の策定、災害時医療活動資機材の整備など医療活動に必要な対策を促進する。

【重要業績指標】

・病院の耐震化率(災害拠点病院 100%) 88.4% (R2) → 95% (R7) (再掲)

【参考指標等】

- 市内のDMAT配備数 2 チーム (R2.12)
- ・市民病院の業務継続計画策定 (H29)

2-6) 被災地における感染症(新型コロナウイルス感染症)等の大規模発生及び 避難所機能の大幅な低下

(避難所における感染症対策)

- ●集団避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、避難所における手指消毒剤などの衛生用備蓄の充実およびポスターやチラシなどの準備を図るとともに、平時からの感染症予防対策の啓発や予防接種を推進する。
- ●し尿及びトイレの適正な管理は公衆衛生環境を保全する上で重要な役割を担うため、災害用マンホールトイレの設置、し尿処理設備や下水道施設の耐震化、下水道の応急復旧体制の構築などを推進する。
- ●避難所等の衛生管理・環境改善に必要な物資について、備蓄や流通事業者との連携及び新技術の活用を図る。
- ○円滑な避難所運営を行うため感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」等の策定・運用を図るとともに、その他避難所ハンドブック等の活用及び広報によって感染症対策の充実を図る。

(下水道施設の耐震化)

●大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、市民の生命・財産 に係わる事態を生じる恐れがあるため、下水道施設の計画的な耐震化を推進する。

【重要業績指標】

・麻しん・風しんワクチンの接種率 1期99.6% 2期95.8% (R1) → 95%以上を維持



(1期:生後12~24ヶ月未満の者 2期:小学校就学前1年間の者が対象)

- ・避難所におけるマンホールトイレの設置 10箇所 (R2.12) → 11箇所 (R3)
- ・重要な下水道管きょにおける耐震化率 84.9% (R2.12)
- ・し尿処理施設の改築更新 3 棟 (R3.3) →4 棟 (R7)

【参考指標等】

- ・小松市下水道総合地震対策計画(第2期計画)策定(H29)
- ・小松市新型インフルエンザ等対策行動計画見直し(R1.11)

※マンホールトイレ:災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け使用する災害用トイレ

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能・情報通信機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設・通信インフラ等の被災による機能の大幅な低下

(行政機能の保持)

- ○行政機関の機能確保は極めて重要であり、平成 27 年 3 月に策定した小松市業務継続計画に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。
- ●庁舎や避難所となる学校施設のほか、その他の公共施設についても、公共施設マネジメント 計画などの計画に基づき、統廃合や集約化を含む施設の最適化を図りながら、耐震化など防 災機能の強化を図る。
- ●庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材などの整備を推進する。
- ●有線通信の途絶に備え、防災行政無線(衛星系)や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手 段の多重化を図る。
- ●市庁舎の機能不全に備え、消防本部に災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。
- ●情報を収集・共有・処理するためのシステム整備やインフラ整備・情報通信機能を確保する。

(受入れ体制の構築)

○行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備など、支援人員の受入 れ体制を構築する。また、応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケ

【重要業績指標】

・防災行政無線のバックアップ機能整備完了(H30.2)



【参考指標等】

- ·石川県防災行政無線(衛星系)更新完了(H29.3)
- ・災害時相互応援協定数(市町関係)11件(R2.12)
- ・小松市業務継続計画【地震編】策定(H27.3)
 ・小松市災害時受援計画策定(R2.7)
 消防本部(H27.4)、エコロジーパークこまつ(H31.3)、上下水道局(R3.3)
- ・小松市情報セキュリティ緊急時対応計画策定(H29.4)
- ・小松市新型インフルエンザ等対策業務継続計画改訂 (R2.10)

目標4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断や風評被害等における経済活動の停滞、物流・人流への甚大な影響

(事業者における事業継続計画)

●事業者による業務継続計画の策定や建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取組みを促進する。

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)

●物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、緊急時にも生産拠点相互や北陸自動車道、小松空港などの物流拠点をつなぐ多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(小松空港等の機能強化)

●平時より、管理主体と関係機関が連携し、空港の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽 化対策等を推進するとともに、引き続き既存路線の維持・拡充等に向けた取組みを推進す る。また、広域交流基盤となる北陸新幹線の整備を推進するとともに、広域交流の結節拠点 となる小松駅の耐震対策や、周辺市街地の無電柱化や道路拡幅など防災・減災機能の強化に 向けた取組みを推進する。

(緊急輸送道路の防災・減災対策)

●救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落 石対策等を推進する。

【参考指標等】

- ・国道 8 号線の整備促進(4 車線化整備率) (国) 62% (R2.12)
- ·小松市橋梁長寿命化修繕計画策定(R2.12)
- ・小松市都市計画マスタープラン見直し(R1.12)



目標 5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・上下水道・燃料等を確保すると共に、これらの早期復旧を図る

5-1)上水道等の長期間にわたる供給停止と汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 能停止

(給水対策の強化)

- ●上下水道施設における基幹施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化等 の推進により、上水の供給及び下水処理の安定化を図る。
- ●迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器の整備を進める とともに、広域的な応援体制の構築や対策訓練、業務継続計画に基づくリスク対策の実施に より、その実効性を高めていく。
- ●水道における「防災・減災・国土強靭化のための5ヵ年加速化対策」に基づき、重要度の高い水道施設の停電対策を行い、大規模かつ長期的な断水リスクを軽減する。

(生活排水やし尿施設の対策)

- ●発災後、住宅や避難所等からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備と合併浄化槽 の普及促進による生活排水対策を進める。
- ●農業集落排水施設の機能診断による最適整備構想に基づき、耐震化などの対策を推進する。
- ●し尿処理施設は、改築更新時に耐震化を図るとともに、既存水槽類においては防食工事を施し、災害時の大規模損壊を回避することで、施設機能の早期回復が可能な施設として整備する。し尿処理施設の機能停止時は、受入槽、貯留槽でのし尿の一次受入を行い、機能復旧後速やかな処理を行う。なお、受入槽、貯留槽の受入が困難になると想定される場合には、下水処理部局と調整の上、下水道施設へし尿を転送し、滞りのない処理を遂行する。
- ●避難所からのし尿対策は、マンホールトイレの速やかな設置により、下水処理施設の処理割合を増やすことで、し尿処理量の抑制を図り、し尿処理施設での処理負荷が急激に増加しないよう調整を図る。

【重要業績指標】

- ・上水道基幹管路の耐震化率 29.7% (R2.12) → 30.9% (R7) (再掲)
- ・浄水場(配水池)の耐震化率: 36.6% (R2.12)→ 50.2% (R7)
- ・重要な下水道管きょにおける耐震化率 84.9% (R2.12) (再掲)
- ・中央浄化センター耐震化 2 施設 (R2.12) →3 施設 (R7)
- ・その他汚水ポンプ場耐震化 耐震化 4 施設 (R2.12) →7 施設 (R7)
- ・避難所におけるマンホールトイレの設置 10箇所 (R2.12) → 11箇所 (R3) (再掲)
- ・し尿処理施設の改築更新工事3棟(R3.3)→4棟(R7)(再掲)
- ・ し尿処理施設の耐震化率 60.0% (R3.3) →100.0% (R4)



【参考指標等】

- ·農業集落排水施設機能診断 100%(R2)
- ・小松市下水道総合地震対策計画(第2期計画)策定(H29)(再掲)
- ・小松市水道事業アセットマネジメント計画策定(H28.3) (再掲)
- ·上下水道事業業務継続計画策定(R2)

5-2) ライフライン(電気、情報通信、燃料等)の長期間にわたる機能停止

(電力・情報通信事業者等と連携)

●災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。

(石油・ガスの燃料確保)

- ●災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れなどが生じることを防ぐため、民間事業者等との 石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するよう、平時から連 絡体制を強化する。
- ●エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を促進するとともに、都市ガスについては耐震性に優れたガス管への計画的な取り替えを推進する。

(減災への取組み)

- ●石油やガス機器の耐震化やマイコンメーターの設置促進など、減災に繋がる安全機器の対策 を推進する。
- ●地震火災による出火率を低くするため、感震ブレーカーの設置を促進する。

【重要業績指標】

- ・災害対応型給油所数 1 箇所 (R. 2. 12)
- ・感震ブレーカー設置数 471 世帯 (R3.1) → 1000 世帯 (R7)

【参考指標等】

・緊急燃料供給事業所との協定 2事業所 (R2.12)



目標6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

6-1) 地震火災等による住宅密集地の延焼拡大

(アーケードの防火対策)

- ●地震火災により特に被害拡大の恐れが高いアーケードについて、アーケード内部に面する建築物の外壁及び軒裏は、耐火構造又は防火構造とするとともに、外壁の開口部には特定防火設備又は防火設備を設けるよう指導を強化し、万全な防火体制を推進する。
- ●アーケード内の道路には、商品、立看板、自転車等を存置する傾向があり、単に平常時の円滑な通行を妨げるばかりではなく、火災等の災害時において延焼の危険を増大し、避難及び防災活動を著しく阻害するおそれがないように日頃から指導を強化するとともに、引火性や発火性若しくは爆発性の物件を取り扱う店舗の入店制限を推進する。
- ○アーケードの火災防止に関する連絡及び調整を行うため、道路管理者、建築主事、警察署長 及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けることを推進する。

(駅前、安宅地区、栗津温泉地区など建物密集地区に対する防火対策)

- ●ひとたび火災が発生すれば延焼拡大の危険が高い建物密集地区について、延焼する可能性のある範囲をひとつの塊(延焼クラスター)としてグループ化し、火災の連担性に着目した「燃えにくい・燃え広がらない」ための空間を形成する対策を講じていくとともに、出火率の低減や初期消火力の向上につながるソフト対策も同時に推進する。
- 甚大な被害が見込まれる木造密集地区に重点化し、延焼遮断帯を形成するとともに、延焼速度を遅らせるため建築物の不燃化を促進する。
- ●出火率の低下や初期消火力を強化するために、町内に初期消火用具(街頭消火器・動力ポンプ・スタンドパイプセット等)の設置、一般住宅に消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具の設置や、防炎製品等への取替えを広く普及啓発し、避難や消火の迅速化を図る。
- ●木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材や低水位ストレーナー、耐震性防火水槽を整備する。

(その他防火対策の強化)

- ●消防救急無線のデジタル化による通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化など、ICTを活用し情報の収集伝達機能を充実強化する。
- ●災害用ドローンの導入など先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応出来る消防体制を構築する。
- ●消防団員の定数確保を図り、団員の災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化すると ともに、各消防分団に配備している消防ポンプ車や可搬式小型ポンプを順次更新することに より、地域防災力の充実強化を図る。



- ●国土交通省配備の大型排水車と消防ポンプ車との連携、梯川など重要河川からの送水消火活動体制を構築する。
- ○高齢者、要支援者又は外国人来訪者が利用する防火対象物において、これらの者に配慮した 防火安全対策を強化する。

【重要業績指標】

- ・防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合 33.0% (R3.2) →34.0% (R7) (再掲)
- ・住宅用火災警報器の設置率 89% (R3.1) → 100% (R7)
- ・初期消火用具等の設置町内数 148 町内 (R3.1) →200 町内 (R7)
- ・感震ブレーカー設置数 471 世帯 (R3.1) → 1000 世帯 (R7) (再掲)
- ・消防団員の充足率 92.3% (R2.12) → 100% (R7) (再掲)

【参考指標等】

- ・消防救急無線のデジタル化率 100% (H28.3) (再掲)
- ・消防団の装備充実(消防ポンプ車、小型動力ポンプ)の整備率 100% (R2.12)
- · 小松市消防計画策定(H23)
- ・密集地警防計画見直し(R3.3) (再掲)

6-2) ため池、排水機場などの機能不全による二次災害の発生

(農業水利施設の整備及びため池ハザードマップの周知)

- ●被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設(排水機場、ため池等)について、順次、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていく。また、平成27年に作成した「ため池ハザードマップ」を有効に活用するため、地域住民への周知を図るとともに、連携して定期点検、災害を未然に防ぐ体制をつくり、災害対応力の強化を推進していく。
- ●排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生を防ぐために計画的な予防保全対策を実施する。また、基幹排水路の適切な管理、排水機場耐震化計画の策定とともに、順次、点検及び直営職員による機能診断を実施し、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていく。

【重要業績指標】

- ・排水機場の排水ポンプ機能保全(対象 12 機場: 20 基) 55%(R3.3)→ 100%(R7)
- ・排水機場の建屋耐震整備率(対象 10 機場) 10%(R3.3) → 100%(R7) ※耐震調査結果に基づき、排水機場耐震補強整備を行う
- ・ため池耐震整備率 (対象 2 池) 0% (R3.3) → 100% (R5)

【参考指標等】

・ため池ハザードマップ作成 (R3.3)



6-3)農地・森林等の被害による市土の荒廃

(農地・農業水利施設等の保全管理)

●農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、災害時には自律的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

●市土の約7割を占める森林について、豪雨による山林災害等を防止するなど、森林の有する 多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林資源の適切な利用を進める必要がある。また、 防災・減災機能を強化するため、森林整備を計画的に推進するとともに、多様で健全な森林 へ誘導する必要がある。

(農林業の担い手確保等)

○農林業の従事者が減少していることから、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、 新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(有害物質の流出対策)

○有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、市民に対し て適切に周知できる体制を構築する。

【重要業績指標】

- ・多面的機能支払交付金実施面積 2,723ha (R2) → 2,900ha (R7)
- ・中山間地域等直接支払実施面積 42ha (R2) → 42ha (R7)
- ・公益的機能別施業森林等で実施する5年間の利用間伐実施面積200ha(R2~R7 累計)
- ・農業の年間の新規就農者数 7人(H24~R2 累計)→12人(R7 累計)
- ・林業の年間の新規雇用数 5人 (R2~R7 累計)

【参考指標等】

・耕作放棄地再生面積 4.5ha (H28~R2)



目標7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より 強靭な姿で復興できる条件を整備する

7-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物の処理対策)

- ●令和2年9月に改訂した小松市災害廃棄物等処理計画に基づき、発生災害廃棄物対応への体制整備を図るとともに、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進する。
- ●災害廃棄物は、エコロジーパークこまつが通常処理しない品目が多数含まれることが想定 されるため、これらの適正処理が困難な廃棄物が多量に発生する場合に備え、当該廃棄物 の処理ルートを確立する。
- ●災害廃棄物を一時的に保管する仮置場を、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場等 の利活用などにより確保する。
- ○エコロジーパークこまつについて、地震等の大規模災害発生時を想定し、業務継続計画の マニュアルを策定する。
- ○クリーンセンターにおいて、家庭系ごみ以外の災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、ごみ減量化、リサイクル向上を図る。
- ○民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、敏速な処理体制の構築並び に廃棄物のリサイクルを促進する。
- ○大規模災害の場合は最終処分が必要な災害廃棄物量が膨大となるため、他市町との相互援助協定を締結し、他市町間での支援の調整を行う。
- ●災害廃棄物の対応を迅速に行うため、「小松市地域防災計画」に基づき、災害対策フェーズに応じた廃棄物等への対応を行う。

【重要業績指標】

- ・仮置場候補地の面積 13万㎡ (R2.12)
- ・可燃ごみ減量化目標値(対 20 年度比) 19.7%減(R2.3) → 50%減(R12)
- ·小松市災害廃棄物等処理計画改訂(R2.9)

【参考指標等】

・災害時相互応援協定数(市町関係)11件(R2.12) (再掲)



7-2) 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上)

○ひとたび災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進していく。

(自主防災組織の強化)

- ○地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士やしみん救護員の育成やスキル アップを図るほか、自主防災組織アドバイザーを活用し組織の活性化を図る。
- ○自主防災組織のランクアップを図るために、活動実績等による評価制度を導入し組織の機能 を強化する。

(災害ボランティアの活動環境の整備)

○被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、こまつ災害ボランティア協会や小松防災士会と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図っていく。また、災害時にボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを育成していく。

(建設産業の担い手確保・育成)

○建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が 課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸 念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、3D-CADなどのICT技術の 積極的な活用を図り、担い手の確保・育成に取組む。

【重要業績指標】

- ・防災士数 592 人 (R2.2) →1000 人 (R7) (再掲)
- ・しみん救護員数 593 人 (R3.1) → 1000 人 (R7) (再掲)
- ・自主防災組織のランクアップ (S・A・Bランク) 31.8% (R2.12) → 100% (R7)

【参考指標等】

・自主防災組織の設置率 100% (H25) (再掲)



7-3) 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化 の衰退・損失

(文化財の耐震対策及び防災設備の充実)

- ●貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建造物等の防災・防犯対策の徹底を図る 必要がある。
- ○地域コミュニティの崩壊は、無形文化財の喪失を招くだけでなく、その中で維持されてきた 有形の文化財にも影響を及ぼす。コミュニティの活力を維持するため、平時より防災訓練等 の共同活動に取り組むことが必要である。

【参考指標等】

- ・耐震予備診断の実施: 国指定 100%、県指定 0%、市指定 0% (H23)
- ・防災訓練の実施:国指定(那谷寺1回/年、小松天満宮1回/2年)、 県指定(葭島神社1回/2年) (継続中)

7-4) 事業用地の確保等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(応急仮設施設の迅速な供給)

○応急仮設住宅建設候補地について、災害後の迅速な供給体制を整備する。

(地籍調査の実施)

○災害後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であり、地籍 調査を推進する。

【重要業績指標】

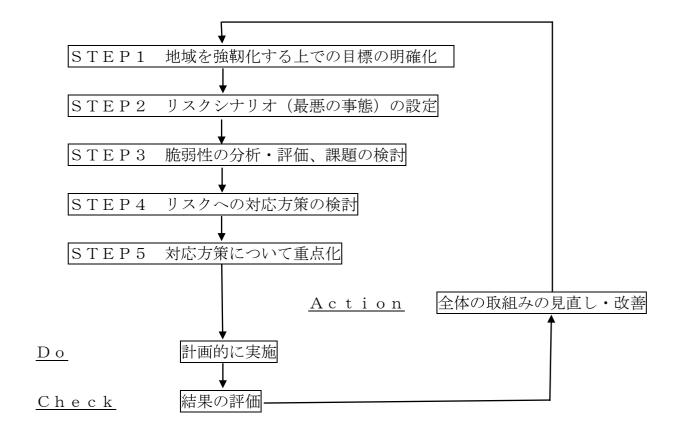
・地籍調査の対象面積に対する進捗率 3.3% (R2.3) → 4.4% (R7)



2 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握しながら、全庁連携により本計画を着実に推進する。また、本計画は、小松市のリスクマネジメントであり、進捗管理(PDCAサイクル)を行う中で、概ね5年ごとに見直しを図るとともに、国、県等の国土強靭化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うことを基本とする。

<u>P 1 a n</u>





小松市強靭化地域計画

発 行 令和3年3月

小松市 防災安全センター

〒923-8650 石川県小松市小馬出町 91 番地

電話番号 0761-24-8150 FAX 番号 0761-24-8153

E-mail bousaianzen@city.komatsu.lg.jp

